

○保護の取扱いに関する訓令の運用上の留意事項について

平成31年2月5日
例規第2号県警察本部長
部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

保護の取扱いに関する訓令（昭和35年長野県警察本部訓令第32号。以下「訓令」という。）の運用上の留意事項は、下記のとおりであるので、その適正な運用に努められたい。

なお、この例規は、平成31年3月1日から実施することとし、保護の取扱いに関する訓令の制定について（昭和35年12月28日例規防発第480号、例規捜一発第306号）は、同日をもって廃止する。

記

第1 訓令の趣旨

この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定による保護並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて行う児童の一時保護等の訓令第20条第1項各号に掲げる措置を適正に行うため、その手続、方法等に関する基本的な事項について、その基準となるべきものを取りまとめたものである。

第2 教養の徹底

保護等が適正に行われるかどうかは、個々の警察官が具体的な対象に直面した場合の判断及びその場における取扱いのいかんによって左右されるものであるから、法令、訓令等の教養のみに終始することなく、事例等によって具体的な取扱いの要領を体得するよう教養すること。

第3 訓令運用上の留意事項

1 保護についての心構え（第2条）

保護を要するものであるかどうかの判断は、直接人権に関わる問題であるから、的確に行わなければならない。保護を要すると判断した場合は、その者の生命、身体等の保護のため誠意をもって当たるよう配慮すること。

2 保護の責任（第3条）

警察署長は、保護の全般についての責任者であることを明らかにするとともに、保護の直接責任者である保護主任者には、生活安全課長、生活安全第一課長又は生活安全・刑事課長を充てることとし、その責任範囲を明らかにした。

なお、保護主任者が不在の場合における職務代行者をあらかじめ指定し、その責任の所在を明らかにしておくこと。

3 保護の着手（第4条）

「とりあえず必要な措置」とは、交番又は駐在所への搬送等の応急措置と、現場の関係者からの事情聴取、家族等の調査等、現場及びこれに直結して行われる必要な措置をいう。

なお、保護を要する者を認めた場合は、全て保護主任者に報告し、その指揮を受けて処理すること。

4 保護の場所についての指示等（第5条）

(1) 保護の場所

被保護者の区分に応じ、適当と認められる保護の場所の基準を掲げたものであるが、それ以外に民家、駅構内等現場付近において保護することが適切であると認められるときは、その施設の管理者等の同意を得て、その場所において保護することができる。

(2) 保護の経過の記録

保護主任者は、保護措置検討表を作成し、保護の措置の経過を明らかにしておくこと。

5 疾病等の確認（第6条）

病人、負傷者、泥酔者等で、異常を認められるものを保護する場合は、疾病の有無を確認し、必要により医師の診断を求めるなどの措置を執るよう配意すること。また、健康状態及び身体の一部位における外傷等の有無の確認に当たっては、事故を起こさないよう十分留意して行うほか、不当な措置であるなどの非難を受けることのないよう注意すること。

なお、被保護者が女性の場合は、女性警察官を立ち会わせて行うよう特に注意すること。

6 被保護者の住所等の確認措置（第7条）

(1) 住所等の確認措置は、保護の場所において、保護主任者の指揮を受けた上で行うこと。

(2) 「所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執る」とは、被保護者が所持するかばん、衣服のネーム、衣服のポケットの名刺、定期券等について住所等を認知することであり、これらの措置は、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、本人が住所等を申し立てる意思のない場合はもちろん、これらの措置を拒む場合においては執ることができないものであること。

7 事故の防止（第8条）

(1) 警察官は、保護に当たっては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意するとともに、容態の急変等異常の発見に努め、異常を発見した場合は、必要な措置を執ること。

(2) 被保護者を同行等する場合は、当該被保護者の身体の安全と受傷事故に十分留意し、適切な手段及び方法により行うこと。また、車両を使用する場合は、被保護者の容態の急変等に対応できるよう、できる限り複数の警察官で行うこと。

8 危険防止の措置（第9条）

(1) 「行動を抑止するための手段」とは、保護の着手、同行等の場合において、被保護者の暴行を抑止するために、通常被保護者の腕、肩等を押さえるなどの手段をいうのであるが、場合によっては、手錠等の戒具を使用する以外に制止することができない場合もあり得る。しかし、これらの場合であっても、その手段はあくまで危害の防止を図り適切にその者を保護するため、真にやむを得ず行うものであることを念頭に置き、かつ、それらの手段が直接身体を自由を制限するものであり、特に手錠等は被疑者に使用されるものであるという一般の観念も考慮して、その使用は、真にやむを得ない場合に限るのはもちろんのこと、使用に当たっては、被保護者が負傷等することのないように配意するとともに、公衆の目に触れないよう配意すること。

(2) 戒具の使用は、原則として保護主任者の指揮を受けた上で行うこととし、緊急を要し、その指揮を受けるいとまがない場合は、事後直ちに保護主任者に報告すること。

9 危険物等の保管（第10条）

(1) 危険物の保管に当たっては、法令によって所持が禁止されている物件を除き、被保護者を説得して任意に提出させること。

なお、正常の判断能力を欠いているなど、やむを得ないと認められる場合は、被保護者について危険物を所持していないかどうかを確かめ、所持しているときは保管することができる。この場合においても、衣服の上から触るなどの方法によって確かめるようにし、身体検査にわたることのないようにするとともに、保管する物件の範囲も、事故防止上やむを得ないと認められる物件に限ること。

(2) 「紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」とは、ポケットに無造作に入れてあるなどの状態で所持している現金等をいい、これらを保管する場合の「同項の規定に準じて」とは、警職法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、その承諾を得て行うこと。

(3) 提出を受けた危険物等は、施錠設備のある保管庫に保管すること。

(4) 危険物等の保管の措置に当たっては、立会人を置いて行うものとし、立会人については、5の規定と同様の配慮をすること。

10 保護室における危険予防の特例措置（第11条）

警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行、自殺等危害を及ぼす事態にあるような場合は、保護業務に当たっている警察官が、当該被保護者の動静監視を徹底して行い、当該被保護者がその警察官の制圧に抗して保護室から離れるおそれがある場合、被保護者が二人以上ある場合等、危害防止上やむを得ない場合を除き、掛け金等を使用することは避けること。

なお、「掛け金等」とは、掛け金、留め金、落とし金等、軽易な操作によって使用できるものをいい、南京錠等の威圧感を与え、鍵を使用しなければ開けられないようなものを使用しないこと。

11 異常を発見した場合の措置（第12条）

- (1) 「発見して、なお保護を要する状態にないかどうかを確認する」とは、逃走した者を手配して連れ戻すのとは本質的に異なり、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が、保護を要すると思われる状態のままその場所を離れた場合において、その所在を発見して、その者の言動、健康状態等を確認することである。確認の結果、酔いがさめていたなど、保護を要する状態がなくなっている場合はそれ以上の措置を必要としないが、保護の要件を満たしている場合は再び保護に着手すること。

また、警職法第3条第1項第2号の被保護者が、ほしいままに保護の場所を離れ、合理的に判断して、なお保護を要する状態にあると認められるときも、同様の措置を執ること。

なお、これらの措置は、逃走被疑者の手配と同視することのないよう配慮すること。

- (2) 再び保護に着手した場合は、その保護の場所又は時間が、前の保護の場所又は時間に近接してなされた場合を除き、後の保護に着手した時点から別の保護の時間が進行し、前の保護は、保護の場所を離れた時点で解かれたものと考えて処理すること。

12 被保護者の身柄の措置（第13条）

- (1) 警察の行う保護は、身柄引取人等に引き渡すまでの応急的な措置であることから、保護の措置を執った後、速やかに家族等に連絡して、当該被保護者を引き渡すこと。また、身柄引取人がない場合でも、被保護者の酔いがさめるなど、保護の必要性がなくなった場合は、速やかにその保護を解くこと。
- (2) 引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においても、訓令第13条第2項第1号又は第2号に定める区分に従って、速やかに関係機関に引き継ぐこと。

13 保護室に関する特例措置（第16条）

「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合」とは、既に保護している者と同室させることが不適当と認められる者を保護する場合、迷い人、行方不明者等で保護室の雰囲気になじまない者を保護する場合等をいい、これらの場合においては、少年補導室、事務室等において保護するようにすること。

14 知事又は保健所長への通報（第19条）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第23条の規定による知事への通報は、当該通報に基づき、知事が調査の上で措置診察の要否を判断し、必要があると認めるときには精神保健指定医による措置診察を経て措置入院を行うことを通じて、精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に危害を及ぼすおそれのある精神障害者に対し、適時適切な医療及び保護を提供するものであることを踏まえ、適切に運用すること。

15 児童の一時保護等（第20条）

- (1) 一時保護をした児童、緊急同行をした少年等については、その運用の実際及びこれらの者のうちには、その性格、年齢等からみて保護室の雰囲気になじまない者もあるので、これらの者については、少年補導室、事務室等において保護するよう配慮すること。
- (2) 訓令第20条第1項各号に規定する者が逃走した場合は、当然これを搜索しなければならないのであって、その限りにおいて、第12条第2項の規定は準用する余地はないものである。

16 保護カード（第21条）

- (1) 保護カードは、訓令第4条第1項又は第20条第1項の規定による措置を講じた場合には、速やか

に作成し、保護の状況及び経過を明らかにしておくこと。

- (2) 訓令第10条第1項又は第2項の規定により危険物又は貴重品を保管する場合は、その被保護者に係る保護カードの所定欄を記載し、当該危険物又は貴重品の取扱いの状況を明らかにしておくこと。
- (3) 保護カードは、保護に着手した警察官又は当該保護について事情を把握している警察官が作成すること。

17 被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置（第22条・第23条）

- (1) 第22条第2項の規定による児童相談所等への通告は、保護者がいない場合等における第13条第2項第2号の規定による通告と異なり、保護者に監護させることが不相当である場合に行うものである。
- (2) 被保護者と被疑者の取扱いを明瞭に区別し、保護に名を借りて犯罪の捜査をすることのないよう、被保護者が犯罪者等であることが判明するに至った場合にも、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上やむを得ない場合のほか、被保護者について取調べ等をしてはならない。このことは、被保護者が非行少年等であることが明らかとなった場合についても同じである。